

障害者差別解消法とは

(平成28年4月1日施行)

この法律は、国、県、市町及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などが定められています。障害を理由とする差別をなくし、障害のある人もない人も共に生きる社会を目指しましょう。

〔差別を解消するための措置〕

不当な差別的取扱いの禁止

国・県・市町
民間事業者

法的
義務

合理的配慮の提供

国・県・市町 法的義務
民間事業者 ~~努力義務~~

R6.4～ 義務化

○不当な差別的取扱いとは…

障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスや各種機会の提供を拒否したり、提供に当たって条件を付けたりするような行為を言います。

(例)



障害を理由として、窓口対応を拒否する、
順番を遅くする、書面や資料を渡さない



障害を理由として、説明会などへの出席を拒む、
必要のない付き添い者の同行など、
過剰に条件を求める

○合理的配慮とは…

障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になり過ぎない範囲で、合理的配慮を提供することとされています。

(例)

段差がある場合に、
車椅子利用者に
キャスター上げ等の
補助をする



筆談、読み上げ、手話などを用いる

R6.4 から民間事業者にも法的義務が課される「合理的配慮の提供」に関する具体的な取り組み事例などをわかりやすくご説明します。セミナーや勉強会への講師派遣もいたします(10～15 分程度、無料)。お気軽にご相談下さい。
連絡先: 県障害保健福祉課 企画推進 G TEL 076-225-1428 MAIL shofuku2@pref.ishikawa.lg.jp